

まちづくり検討会の活動報告

まちづくり検討会では、大泉・石神井・三原台周辺地区のまちづくりについて、定期的に検討会を開催しています。なお、第8回検討会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、WEB動画視聴および動画上映会方式で開催しました。

第6回検討会 開催日:令和3年10月29日 大泉インフォメーションセンター

【検討テーマ】

- ・大泉インフォメーションセンター見学
- ・外環沿道の将来イメージについて



主なご意見

- ・この地域の10年、20年、30年先を見ながらまちづくりを考えていかなければならない。
- ・この近辺には公共施設がない。図書館等の公共施設があってもよいのではないか。

など

第7回検討会 開催日:令和3年12月14日 三原台地域集会所

【検討テーマ】

- ・沿道のまちなみについて
- ・沿道のまちづくりのルールについて



主なご意見

- ・体を動かせる公共の運動施設や競技施設が欲しい。
- ・沿道に気軽に立ち寄れる飲食店やコンビニがあれば良いと思う。
- ・パチンコ屋、ゲームセンター等の施設や、景観にそぐわない色の建物はない方がよい。

など

第8回検討会 動画公開:令和4年5月 動画上映会:令和4年5月26日 三原台地域集会所

【検討テーマ】

- ・「まちの将来イメージ(案)」について



主なご意見

- ・まちづくりルールの導入による街並みの変化がイメージできた。
- ・ブロック塀がなくなり、スペースが確保されることで、歩道への圧迫感が減ったように思う。
- ・まちづくりルールを導入することでまちの雑多な印象が軽減され、落ち着いた雰囲気を醸し出している。

外環の2沿道「まちの将来イメージ(案)」について 皆さまのご意見をお寄せください!

- ・P.2、3の「外環の2沿道の『まちの将来イメージ(案)』」について、皆さまからのご意見・ご感想をお聞かせください。
- ・右記のQRコードをスマホ等で読み込み、WEBで回答をお願いいたします。また、WEBでのご回答が難しい場合は、下記「お問合せ先」のe-mail、またはFAX番号に回答の送付をお願いいたします。(様式は問いません。お名前・ご住所をご記載ください)



募集期間:令和4年7月末まで

【今後のまちづくり検討会】

『まちの将来イメージ(案)』に対する皆さまからのご意見は、今後のまちづくりの検討の参考とし、引き続き具体的なまちづくりのルール等の検討を進めてまいります。



お問合せ先 練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課 まちづくり担当係
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
電話:03-5984-1278(直通) FAX:03-5984-1226
e-mail: EN-MACHIO3@city.nerima.tokyo.jp

大泉・石神井・三原台周辺地区 まちづくり通信

第4号 令和4年(2022年)7月



発行:練馬区 都市整備部
新宿線・外環沿線まちづくり課



外環の2沿道の

『まちの将来イメージ』を検討しています!



※画像はイメージです

『まちの将来イメージ(案)』の検討状況は P.2・3

まちの将来イメージ(案)に対してご意見をお寄せください。提出方法はP.4

外環の2沿道の『まちの将来イメージ(案)』

検討会において、委員の皆様と「将来、このまちにどうなってほしいか」「このまちに必要な・不要な施設は何か」等、様々な議論を重ね、この度、外環の2沿道の『まちの将来イメージ(案)』を作成しました。

まちづくりルールを定めることにより、必要な施設を誘導したり、必要のない施設を規制することができます。

災害に強い
安全なまち



・燃えにくい建物の建築、ブロック塀の生垣化等を促進することで、安全性が向上するとともに、みどりやオープンスペースを生むことができます。

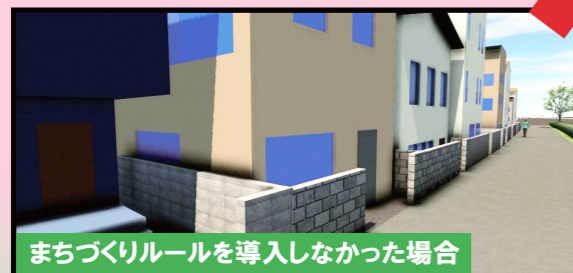
まちづくりルールを導入した場合

人が集まり
賑わいのある
まち



・便利施設を建てられるようにすることで、飲食店やコンビニなどの建築も可能となり、まちに賑わいを生むことができます。

まちづくりルールを導入した場合



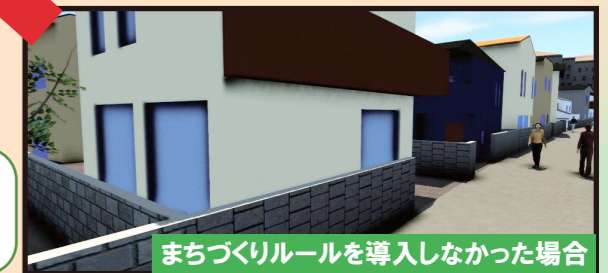
まちづくりルールを導入しなかった場合

※画像はイメージです

・木造建物が密集して建ち、火災が燃え広がりやすくなったり、ブロック塀が倒壊する等の危険が考えられます。



・空地だった土地に住宅しか建てられず、空地为有効に活用できないことも考えられます。



まちづくりルールを導入しなかった場合

※画像はイメージです



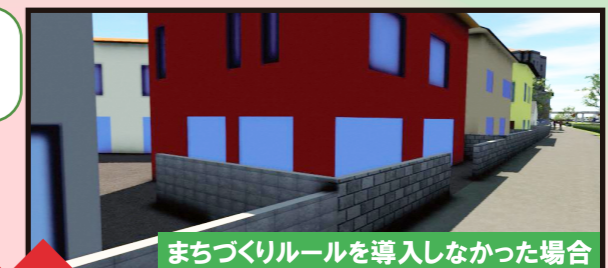
まちづくりルールを導入しなかった場合

※画像はイメージです

・パチンコ店等の建物が建ったり、ネオン看板等の派手な広告物が設置される場合があります。

・歩道際に建物が建って歩行者に圧迫感を与えたり、奇抜な色彩の建物が建てられてしまうことが考えられます。

※図の矢印で示した場所は、「この場所でまちづくりが行われたら…」という想定で、例として挙げたものです。今後、これらのまちづくりルールをどのエリアに設定すべきかを検討し、適切に位置付けていきます。



まちづくりルールを導入しなかった場合

※画像はイメージです

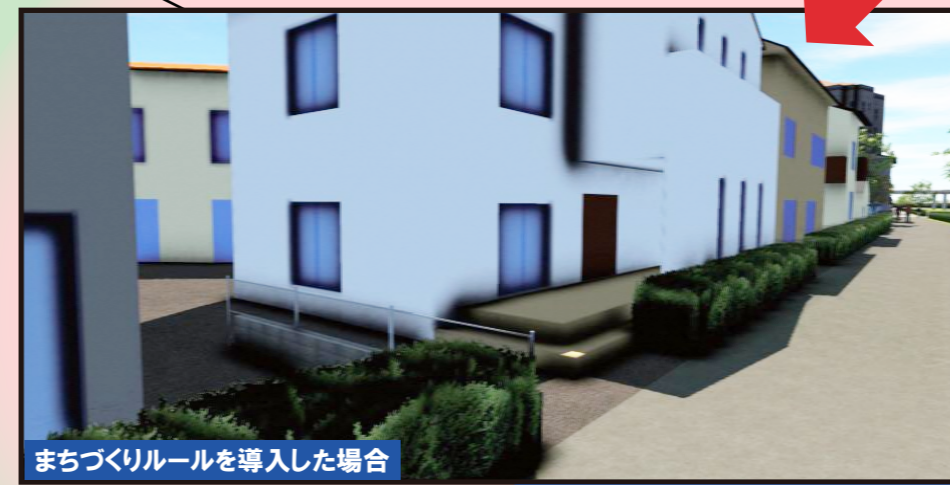
落ち着いた
雰囲気のある
まち



まちづくりルールを導入した場合

・まちの雰囲気を損なう建物や派手な広告物を制限することで、人が集まり賑わいがあるながらも、落ち着いた雰囲気のみを形成していくことが可能です。

将来イメージ(案)は、検討会での議論を基に、地域の皆さまが沿道の将来像を考えるきっかけとして、「将来こんなまちになったらいいな」という想いで作成しています。



まちづくりルールを導入した場合

歩きたくなる
統一感のある
まち

・建物の位置や形状、色彩等を制限することで、建物は道路から余裕を持って建てられ、歩行者への圧迫感が軽減されるとともに、派手な色の建物がない、統一感のあるまちなみが生まれます。